

平成 30 年 10 月 29 日

大和証券投資信託委託株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 352 号  
加入協会 一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会

# オール・マーケット・インカム戦略

(資産成長重視コース) / (奇数月定額分配コース) /  
(奇数月定率分配コース) / (予想分配金提示型コース)  
(愛称：未来ノート)



当社は、平成 30 年 11 月 13 日に「オール・マーケット・インカム戦略（資産成長重視コース） / （奇数月定額分配コース） / （奇数月定率分配コース） / （予想分配金提示型コース）（愛称：未来ノート）」の設定と運用開始を予定しておりますので、お知らせいたします。概要は下記のとおりです。なお、下記内容は変更される場合があります。

記

∞ 大和投資信託からのメッセージ ∞

わが国では「人生100年時代」といわれる中、運用によって資産寿命を延ばすことが大切です。

このたび、私どもは、安定した高いインカム収入および長期的な資産成長を追求するファンドを提供することといたしました。運用にあたっては目標リターンをもって、株式・債券をはじめとする世界の資産に投資し、機動的な資産配分を行ないます。

さらに、お客さまひとりひとりのライフステージに合わせて、分配方針の異なるコースをご用意いたしました。

当ファンドは資産寿命を延ばすための運用商品としてふさわしいと考えております。このような趣旨にご賛同いただけるお客さまの資産運用、資産形成の一助となれば幸いです。

1. ファンドの目的

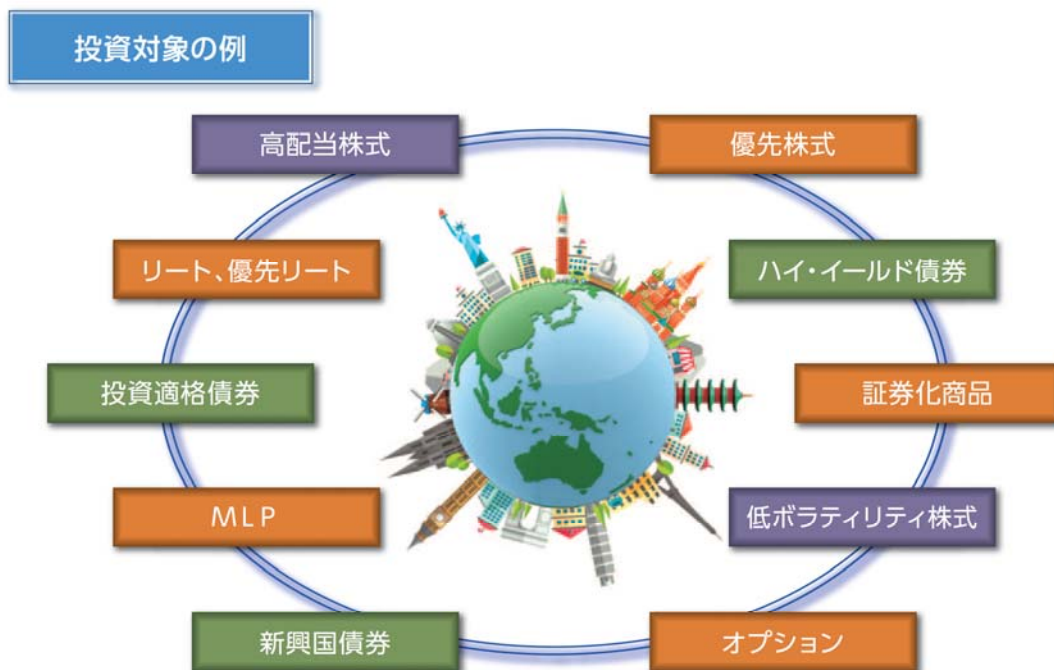
**世界のさまざまな資産に投資することにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。**

## 2. ファンドの特色



世界の株式、債券および非伝統的資産など、さまざまな資産に投資し、安定した高いインカム収入および長期的な資産成長を追求します。

◆ 世界のさまざまな資産に投資します。



※投資対象となる非伝統的資産の例として、証券化商品、リート、優先リート、MLP、優先株式、オプションなどがあります。

※上記は例であり、上記の資産のすべてに投資するわけではありません。また、上記以外の資産に投資することがあります。

◆ 投資対象について

優先株式：配当や残余財産の分配を、普通株式よりも優先的に受ける権利がある株式。議決権が制限されるケースが多い。

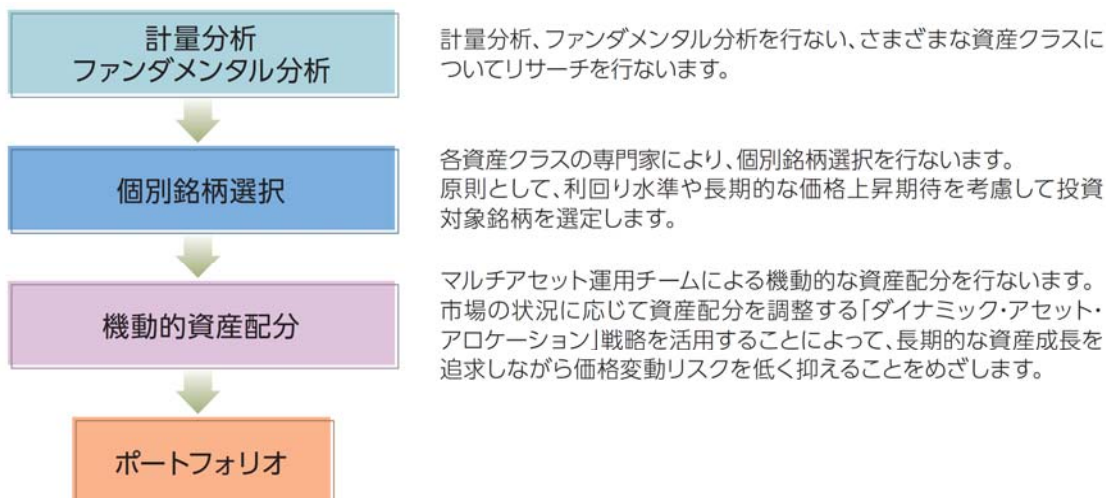
証券化商品：社債、貸出債権（ローン）、不動産などの保有資産を、流動化する目的で発行された証券。

MLP：米国で行なわれている共同投資事業形態のひとつであり、その出資持分が米国の金融商品取引所等で取引されている。

低ボラティリティ株式：過去の価格変動率が相対的に低い株式。

- ◆ 市場の状況に応じてポートフォリオを機動的に調整します。

## ポートフォリオ構築のプロセス



- ◆ 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

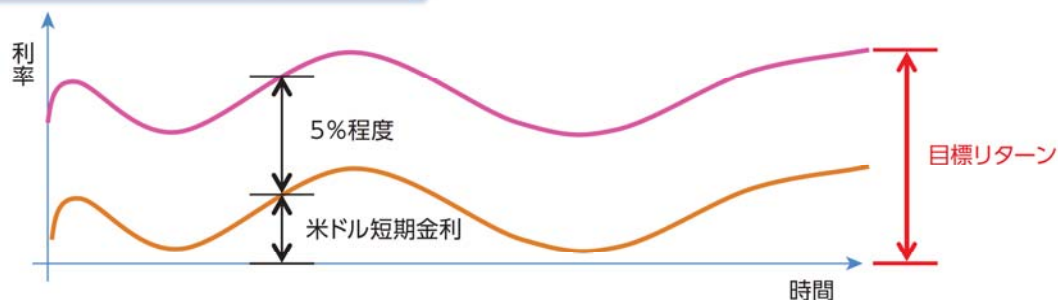
※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。

※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。



## 2 米ドル短期金利+年5%程度(米ドルベース、諸費用控除前)を長期的な目標リターンとして運用を行ないます。

### 目標リターン推移のイメージ



※上図はイメージ図であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。  
※上記はあくまでも運用上の目標リターンであり、運用結果として保証されているわけではありません。

※目標リターンは、将来、変更される可能性があります。

※費用控除後の日本円ベースでの目標リターンは、以下のようになります。

〔米ドル短期金利 + 年5%程度 - 為替ヘッジコスト - 諸費用(為替ヘッジコストを除く)〕

## 大和投資信託

Daiwa Asset Management



運用は、アライアンス・バーンスタインが行ないます。

#### ✦ アライアンス・バーンスタイン (AB) について ✦

- ABは、ニューヨークをはじめ世界各国に拠点を有する世界有数の資産運用会社です。
- 1967年の創立から積み重ねた歴史と経験をもとに、世界の機関投資家、富裕層、個人投資家に質の高い運用サービスを提供しています。
- 運用サービスには、株式、債券、マルチアセット、オルタナティブ等があり、それぞれに特化したチームが調査・運用を行ないます。

※アライアンス・バーンスタインおよびABは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。



## 4 分配方針の異なる4つのコースがあります。

### 資産成長重視コース

毎年5月12日および11月12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期間は、2019年5月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。

#### [分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- 2 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 奇数月定額分配コース

毎年奇数月の各12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期末には、収益の分配は行ないません。第1計算期間は、2019年1月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。分配開始は、2019年3月の決算からになります。

#### [分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
  - 2 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- 奇数月に定額分配を行なうことをめざします。分配金額は年1回見直しを行ないます。

### 奇数月定率分配コース

毎年奇数月の各12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1計算期末には、収益の分配は行ないません。第1計算期間は、2019年1月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。分配開始は、2019年3月の決算からになります。

#### [分配方針]

- 1 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
  - 2 原則として、基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- 目標分配率を年3%(各決算時0.5%)程度とし、目標分配率に応じた分配を奇数月に行なうことをめざします。

※目標分配率は変更される場合があります。

※各計算期末の前営業日の基準価額に対し、0.5%程度の分配を行なうことをめざします。

## 予想分配金提示型コース

毎月12日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

(注)第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。第1計算期間は、2018年12月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。分配開始は、2019年3月の決算からになります。

### [分配方針]

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。
- ② 原則として、分配対象額の範囲内で、下記に基づき分配します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

- 計算期末の前営業日の基準価額の水準に応じ、下記の金額の分配をめざします。

\*基準価額は1万口当たりとし、既払分配金を加算しません。

計算期末の前営業日から当該計算期末までに基準価額が急激に変動した場合等には、下記の分配を行わないことがあります。

計算期末の前営業日の基準価額	分配金額
10,100円未満	基準価額の水準等を勘案した分配金額
10,100円以上 10,200円未満	50円
10,200円以上 10,300円未満	100円
10,300円以上 10,400円未満	150円
10,400円以上 10,500円未満	200円
10,500円以上	250円

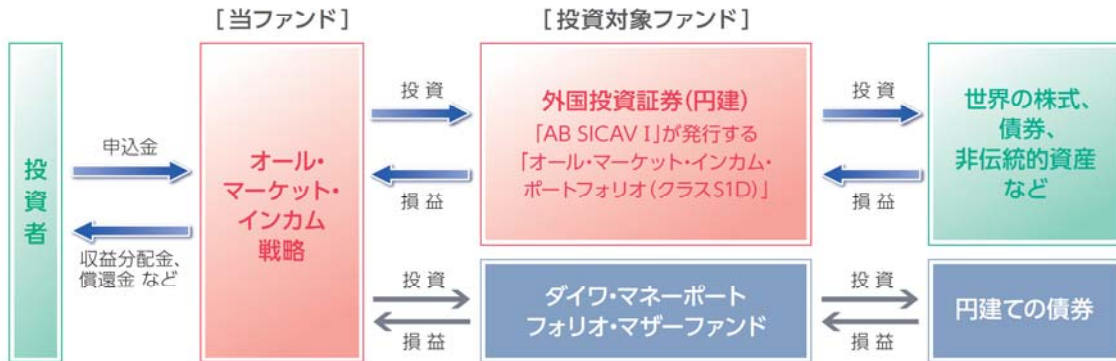
※基準価額に応じて、毎月の分配金額が変動します。基準価額が上記の一定の水準に一度でも到達すればその水準に応じた分配を続ける、というものではありません。

※分配により基準価額は下落します。そのため、基準価額に影響を与え、次期以降の分配金額は変動する場合があります。

販売会社によっては4つのコースのうち、一部のコースのみのお取扱いとなる場合があります。くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、以下の2本の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資証券を通じて、世界の株式、債券や非伝統的資産など、さまざまな資産に投資します。



◆当ファンドは、通常の状態では投資対象とする外国投資証券への投資割合を高位に維持することを基本とします。

◆当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～3.の運用が行なわれないことがあります。






### 3. 投資リスク

#### 基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

#### 主な変動要因

 (価格変動リスク・信用リスク)	<p>組入資産の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
株 価 の 変 動	<p>株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。</p> <p>新興国の証券市場は、先進国の証券市場に比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向が考えられます。</p>
公 社 債 の 価 格 変 動	<p>公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。</p> <p>ハイ・イールド債券は、投資適格債券に比べ、一般に債務不履行が生じるリスクが高いと考えられます。ハイ・イールド債券は、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。</p> <p>新興国の公社債は、先進国の公社債と比較して価格変動が大きく、債務不履行が生じるリスクがより高いものになると考えられます。</p>
そ の 他 の 価 格 変 動	<p>当ファンドはさまざまな資産を投資対象としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 優先株式の価格は、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落する可能性があります。</li> <li>・ リートの価格は、不動産市況の変動、リーートの収益や財務内容の変動、リートに関する法制度の変更等の影響を受けます。</li> <li>・ 証券化商品の価格は、一般に金利が上昇した場合に下落します。また、ローンが担保となっている場合には、一般に金利が低下すると借り換えが増加し、ローンの期限前償還が増加することにより、証券化商品の価格は影響を受けます。</li> <li>・ MLPの多くは、主にエネルギーや天然資源に関わる特定の業種への投資となるため、市場動向にかかわらず基準価額の変動が大きくなる可能性があります。</li> </ul>

<p>そ の 他 の 価 格 変 動</p>	<p>デリバティブ取引を行なう場合、ファンドの基準価額は当該デリバティブ取引の価格変動の影響を受けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先物の価格は、対象証券または指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建てている場合の先物価格の下落、または先物を売建てている場合の先物価格の上昇により損失が発生することがあります。</li> <li>・カバードコールを行なう場合、対象資産の価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、対象資産のみに投資した場合に対して投資成果が劣化する可能性があります。</li> </ul> <p>※その他の価格変動は、上記に限定されるものではありません。</p>
<p> 為 替 変 動 リ ス ク</p>	<p>当ファンドは為替ヘッジを行ないませんが、影響をすべて排除できるわけではありません。なお、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。</p>
<p> カ ン ト リ ー ・ リ ス ク</p>	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p> <p>新興国への投資には、先進国と比べて大きなカントリー・リスクが伴います。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

#### 4. ファンドの費用

##### 投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購 入 時 手 数 料	販売会社が別に定める率 (上限)3.24%(税抜3.0%)	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。
信託財産留保額	ありません。	—

##### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運 用 管 理 費 用 ( 信 託 報 酬 )	年率0.891% (税抜0.825%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。
配 分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.30%
	販売会社	年率0.50%
	受託会社	年率0.025%
投資対象とする 投資信託証券	最大年率0.85%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。
実質的に負担する 運 用 管 理 費 用	最大年率1.741%(税込)程度	
そ の 他 の 費 用・ 手 数 料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。


(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。


※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。


※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

5. ご参考


◆ 販売会社：愛媛銀行

 購入時	購入単位	最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

 換金時	換金単位	最低単位を1口単位として販売会社が定める単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(1万口当たり)
	換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

 申込について	申込受付中止日	① ニューヨーク証券取引所またはルクセンブルクの銀行のいずれかの休業日 ② ①のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 (注) 申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。
	申込締切時間	午後3時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2018年11月13日から2020年2月5日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。

 その他	信託期間	無期限(2018年11月13日当初設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主要投資対象とする組入外国投資証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させます。</li> <li>●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の口数が30億口を下ることとなった場合</li> <li>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき</li> <li>・やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> </li> </ul>
	決算日	<p>〈資産成長重視コース〉                      毎年、5月12日および11月12日(休業日の場合翌営業日)                      (注)第1計算期間は2019年5月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p> <p>〈奇数月定額分配コース〉〈奇数月定率分配コース〉                      毎年1、3、5、7、9、11月の各12日(休業日の場合翌営業日)                      (注)第1計算期間は2019年1月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p> <p>〈予想分配金提示型コース〉                      毎月12日(休業日の場合翌営業日)                      (注)第1計算期間は2018年12月12日(休業日の場合翌営業日)までとします。</p>
	収益分配	<p>〈資産成長重視コース〉                      年2回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。</p> <p>〈奇数月定額分配コース〉〈奇数月定率分配コース〉                      年6回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。第1計算期末には、収益の分配は行ないません。</p> <p>〈予想分配金提示型コース〉                      年12回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。</p> <p>(注)当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取り扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。</p>
	信託金の限度額	各ファンドについて1兆円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ〔 <a href="http://www.daiwa-am.co.jp/">http://www.daiwa-am.co.jp/</a> 〕に掲載します。

 その他	運用報告書	<p>〈資産成長重視コース〉 毎計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>〈奇数月定額分配コース〉〈奇数月定率分配コース〉〈予想分配金提示型コース〉 毎年5月および11月の計算期末に作成し、交付運用報告書をあらかじめお申出いただいたご住所にお届けします。</p> <p>また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。</p>
	課税関係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。なお、当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合がありますので、くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。</p> <p>※2018年8月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

◆ 受託会社：三菱 UFJ 信託銀行

## 6. その他

くわしくは、「有価証券届出書」をご覧ください。また、「投資信託説明書（交付目論見書）」公表後は当該交付目論見書も併せてご覧ください。

以上